

<問題 1> (配点：1)

AからEまでの包括許可のうち、申請先が安全保障貿易審査課で、かつ、電子申請による申請とされているものはいくつあるか、後記1から5までのうち、1つを選びなさい。

- A 特定包括許可
- B 特別返品等包括許可
- C 特別一般包括許可
- D 展示会等包括役務取引許可
- E 特定子会社包括許可

1. 1個

2. 2個

3. 3個

4. 4個

5. 5個

<問題2> (配点：1)

AからEまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合」は、いわゆる通常兵器開発等告示で、その「別表一」に該当する場合は、輸出許可申請が必要である。
- B 「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」第一号は、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件の規定であることから、明らかガイドラインで、明らかにならない場合、輸出許可申請が必要である。
- C 輸出令別表第3の3で規定されている貨物は、すべて告示貨物である。
- D 「貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」は、いわゆる核兵器等開発等告示で、別表第二号中の「経済産業省が作成した文書等」とは、「外国ユーザーリスト」のことである。
- E いわゆる使用技術告示とは、「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物」のことである。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題3> (配点：1)

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、毎月、告示貨物に該当する貨物のみを英国にあるメーカーYに輸出している。この場合、メーカーXは、遵守基準省令第1条第一号イの「該非確認責任者」を選任する法的義務はない。
- B 本邦にあるメーカーXは、3ヶ月毎に輸出令別表第1の6の項(1)に該当する貨物のみを英国にあるメーカーYに輸出している。この場合、メーカーXは、遵守基準省令第1条第一号イの「該非確認責任者」を選任する法的義務はない。
- C 本邦にある大学Xは、半年毎に、輸出令別表第1の7の項(1)に該当する貨物のみを少額特例を適用して米国にある大学Yに輸出している。この場合、大学Xは、遵守基準省令第1条第一号イの「該非確認責任者」を選任する法的義務がある。
- D 本邦にある大学Xは、毎月、輸出令別表第1の16の項(2)に該当する貨物のみを米国にある大学Yに輸出している。この場合、大学Xは、遵守基準省令第1条第一号イの「該非確認責任者」を選任する法的義務がある。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題4>（配点：1）

本邦にある貿易会社Xが、AからEまでの取引のうち、キャッチオール規制に関する輸出許可申請が必要な場合はいくつあるか、後記1から5までのうち、1つを選びなさい。

- A 輸出令別表第1の16の項（1）に該当する貨物を中国にあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から当該貨物を通常兵器にあたる短距離ミサイルの部品製造に使用するとメールで連絡を受けている。
- B 輸出令別表第1の16の項（2）に該当する貨物をタイにあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から当該貨物を通常兵器にあたる軍艦の部品製造に使用すると口頭で連絡を受けている。
- C 輸出令別表第1の16の項（2）に該当する貨物を台湾にあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から当該貨物を重水の製造に使用するとメールで連絡を受けている。
- D 輸出令別表第1の16の項（1）に該当する貨物をベトナムにあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から当該貨物を重水の貯蔵に使用するとメールで連絡を受けている。
- E 輸出令別表第1の16の項（2）に該当する貨物をインドネシアにあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から当該貨物を航続距離350キロ以上運搬することができるドローンの製造に使用するとメールで連絡を受けている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題5>（配点：1）

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までのうち、1つを選びなさい。なお、輸出令別表第3の地域は「い地域①」にあたる。

- A 本邦にあるメーカーXは、米国にあるメーカーYとの契約に基づき、外為令別表の6の項（1）、貨物等省令第18条第1項第1号に該当する技術資料をメーカーYの中国（と地域②）にある工場に提供する場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して、当該技術資料を提供することができる。
- B 本邦にあるメーカーXは、スイスにあるメーカーYとの契約に基づき、外為令別表の6の項（1）、貨物等省令第18条第1項第1号に該当する技術資料をメーカーYのオランダにある工場に提供する場合、メーカーXは、取得している一般包括役務取引許可を適用して、当該技術資料を提供することができる。
- C 本邦にあるメーカーXは、インド（と地域②）にあるメーカーYとの契約に基づき、外為令別表の6の項（2）に掲げる技術資料をメーカーYのベトナム（と地域②）にある工場に提供する場合、メーカーXは、取得している一般包括役務取引許可を適用して、当該技術資料を提供することができる。
- D 本邦にあるメーカーXは、タイ（と地域②）にあるメーカーYとの契約に基づき、外為令別表の6の項（2）に掲げる技術資料をメーカーYの台湾（と地域②）にある工場に提供する場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して、当該技術資料を提供することができる。

1. 0個
2. 1個
3. 2個
4. 3個
5. 4個

〔 6の項 〕			
外為令別表項番	提 供 地		
	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第18条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般一般	特定	-
外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	-
外為令別表の6の項(2)から(6)までに掲げる技術	特別一般一般	特別一般	-

<問題6>（配点：1）

輸出令第4条第1項第五号の少額特例について、AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、米国にあるメーカーYより、輸出令別表第1の5の項（8）に該当する超電導材料（総価額100万円）の注文を受けた。「航続距離が300キロメートル以上運搬することができる無人航空機」の製造に用いると連絡を受けている場合、少額特例を適用して輸出できる。
- B 本邦にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYより、輸出令別表第1の5の項（8）に該当する超電導材料（総価額50万円）の注文を受けた。「通常兵器である戦車」の製造に用いると連絡を受けている場合、少額特例を適用して輸出できる。
- C 本邦にあるメーカーXは、インドにあるメーカーYより、輸出令別表第1の5の項（8）に該当する超電導材料（総価額100万円）の注文を受けた。「航続距離が300キロメートル以上運搬することができる無人航空機」の製造に用いると連絡を受けている場合、少額特例を適用して輸出できる。
- D 本邦にあるメーカーXは、シリアにあるメーカーYより、輸出令別表第1の5の項（8）に該当する超電導材料（総価額60万円）の注文を受けた。「医療用機器」の製造に用いると連絡を受けている場合、少額特例を適用して輸出できる。
- E 本邦にあるメーカーXは、韓国にあるメーカーYより、輸出令別表第1の5の項（8）に該当する超電導材料（総価額50万円）の注文を受けた。「通常兵器である戦車」の製造に用いると連絡を受けている場合、少額特例を適用して輸出できる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題 7> (配点：1)

補完規制通達（キャッチオール規制通達）について、AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 需要者が行政機関である場合には、原則として行政機関単位で判断する。
- B 輸出貨物の需要者が通常兵器の開発等を行う者との資本的・人的関係を有している場合は、それらが別法人であっても、省令第二号及び第三号には該当する。
- C 需要者自身が通常兵器の開発等を行うことが、契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において示されていない場合は、需要者要件に該当しない。
- D 需要者が軍関係機関等の通常兵器の開発等を行う者との取引実績があることが示されている場合は、需要者要件に該当する。
- E 輸出者が入手した文書等の範囲については、文書等告示で定められている。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個
- 4. 4 個
- 5. 5 個

<問題8>（配点：1）

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までのの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるX社は、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可により英国にあるY社に提供した使用のプログラムにバグがあったので、許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったプログラムを、貿易外省令第9条第2項第十四号ニ（一）により同じ顧客に提供できる。
- B 本邦にあるX社は、今年の6月に輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械と同時に当該貨物を使用するための汎用のNCプログラム（外為令別表の2の項（2）に該当）をタイにある日系の自動車メーカーYに納入する予定である。この場合、当該工作機械の輸出許可を取得すれば、当該NCプログラムについて、貿易外省令第9条第2項第十四号ハにより提供できる。
- C 本邦にある貿易会社Xは、自社が取得した特定包括役務取引許可により、本邦にあるメーカーYから購入したプログラムをブラジル子会社に提供したが、その後、このプログラムにバグが見つかった。メーカーYは特別一般包括役務取引許可も特定包括役務取引許可も取得していないが、許可の範囲を超えない機能修正を行ったプログラムを、貿易外省令第9条第2項第十四号ニ（一）により、メーカーYから直接、貿易会社Xのブラジル子会社に提供できる。
- D 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の9の項に該当する貨物と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムをタイ支店に提供する予定である。当該貨物について少額特例が適用できる場合、貿易外省令第9条第2項第十四号ハにより、当該プログラムをタイ支店に提供できる。なお、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題9> (配点：1)

運用通達の10%ルールについて、AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 運用通達の10%ルールが適用できる項番にあつては、他の貨物の機能の一部を担っており、かつ、当該他の貨物に正当に組み込まれていれば、輸送上の理由等により暫時分離する場合であっても適用できる。
- B 運用通達の10%ルールは、他の貨物の部分をなしているものが輸出令別表第1の1の項に該当する貨物の場合、組込先の他の貨物の価額の10%を超えない場合、適用することはできない。
- C 運用通達の10%ルールは、他の貨物の部分をなしているものが輸出令別表第1の8の項に該当する貨物の場合、組込先の他の貨物の価額の10%未満であれば適用できる。
- D 本邦にある半導体製造装置メーカーXは、輸出令別表第1の16の項に該当する半導体製造装置α（初期製造時の市場価格は500万円）を来週、米国のメーカーに輸出する予定である。半導体製造装置αには、輸出令別表第1の3の項（2）9に該当するポンプ1セット（初期製造時の市場価格は40万円）と輸出令別表第1の3の項（2）7に該当するバルブ1セット（初期製造時の市場価格は15万円）が正当に組み込まれている。この場合、半導体製造装置メーカーXは運用通達の10%ルールは適用できない。
- E 本邦にあるメーカーXは、米国のメーカーYから輸出令別表第1の3の項（1）に該当する軍用の化学製剤の原料となる物質の注文（価額80万円）を受けたので、輸出令別表第1の16の項に該当する貯蔵タンク（初期製造時の市場価格は900万円）に入れて輸出する予定である。この場合、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題 10> (配点：1)

本邦にあるメーカーXが取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、「返送に係る輸出」をすることができるものはいくつか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A ソマリアにあるメーカーYから、注文と異なる輸出令別表第1の6の項に該当する貨物 α （総価額300万円）が誤って送られてきた。メーカーXは、貨物 α をメーカーYに「返送に係る輸出」をすることができる。
- B 中国のメーカーYから、注文と異なる輸出令別表第1の2の項に該当する貨物 α が誤って送られてきた。メーカーYから、中央アフリカにあるメーカーZに送るものを誤って送ってしまったため、送料等を全額負担するので、メーカーZに送って欲しいと依頼された。この場合、メーカーXは、貨物 α をメーカーZに「返送に係る輸出」をすることができる。
- C タイにあるメーカーKから、メーカーXが1年前に輸出許可を取得して輸出した輸出令別表第1の2の項（12）に該当する貨物 α の修理を依頼された。メーカーXは、貨物 α を本邦に戻し、修理後、メーカーKに「返送に係る輸出」をすることができる。
- D インドネシアのメーカーYから、注文と異なる貨物 α が誤って送られてきた。メーカーXは貨物 α が輸出令別表第1の1の項には該当しないが、輸出令別表第1の2から16の項のうち、どの項に該当するか特定できない場合でも、メーカーXは、貨物 α をメーカーYに「返送に係る輸出」をすることができる。
- E 台湾にあるメーカーYから、注文と異なる輸出令別表第1の7の項（1）に該当する貨物 α （総価額50万円）が誤って送られてきた。メーカーXは、貨物 α をメーカーYに「返送に係る輸出」をすることができる。なお、貨物 α は 告示貨物ではない。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

4. 4個

5. 5個

<問題 1 1> (配点：1)

(A) から (E) までのうち、誤っている説明はいくつあるか、後記 1 から 5 までのうち、1 つを選びなさい。

2 か月だけ日本国内の大学に (A) 雇用された外国人は、その 2 か月間日本に居住し、(B) 大学からの給与がその者の主たる所得の源泉である場合には、(C) 居住者となります。ただし、(A) 雇用されていても、入国しておらず日本国内に居所がない状態で勤務（リモート勤務等）している場合は、(D) 非居住者となります。

(C) 居住者である留学生等が、(E) 大学の籍や日本国内の居所を残したまま帰国し、再入国した場合は、引き続き (C) 居住者として整理されると考えられます。

1. 0 個

2. 1 個

3. 2 個

4. 3 個

5. 4 個

<問題 1 2> (配点：1)

AからEまでのうち、本邦にあるメーカーが、外為法第69条の7の罰金刑が科せられる場合について、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 外為令別表の2の項(2)に該当するNCプログラム(1セット・価格2,000万円)を中国にあるメーカーに無許可取引した場合の罰金刑は、1億円以下である。
- B 輸出令別表第1の6の項(1)に該当する貨物(価格120万円)をフランスにあるメーカーに無許可輸出した場合の罰金刑は、2,000万円以下である。
- C 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する軍用ヘルメット(1セット・価格10万円)を米国にあるメーカーに無許可輸出した場合の罰金刑は、3,000万円以下である。
- D 告示貨物に該当する貨物(1セット・価格150万円)を台湾にあるメーカーに無許可輸出した場合の罰金刑は、750万円以下である。
- E 輸出令別表第1の4の項に該当する貨物(価格10万円)を中国にあるメーカーに無許可輸出した場合の罰金刑は、3,000万円以下である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題 13> (配点：1)

外為法及び「外国為替法令の解釈及び運用について」、AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 在ニューヨーク日本国総領事館は、「非居住者」として取り扱う。
- B 本邦人で、オランダにある事務所に勤務する目的で出国し、ベルギーに滞在する者は、「非居住者」として取り扱う。
- C 外為法第6条第1項第六号によれば、「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。
- D 本邦人で1年間、語学留学でハワイに滞在する者は、「居住者」として取り扱う。
- E 家族の居住性については、居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が、専ら当該居住者又は非居住者に負担されている家族の居住性は、当該居住者又は非居住者の居住性に従うものとする。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

4. 4個

5. 5個

<問題 1 4> (配点：1)

AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 報告告示の重要管理対象技術は、外為令別表の 1 6 の項に該当する技術のうち、設計、製造又は使用に係る技術である。
- B 本邦にある貿易会社 X は、報告告示の重要管理対象技術に該当する炭素繊維の製造技術をタイにある Y 社に提供する契約を締結する予定である。この場合、貿易会社 X は、契約締結後、当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- C 本邦にある貿易会社 X は、報告告示の重要管理対象技術に該当する炭素繊維の製造技術をブルガリアにある Y 社に提供する契約を締結する予定である。この場合、貿易会社 X は、契約締結前に当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- D 報告告示第二号イ（一）の「積層セラミックコンデンサ設計又は製造に係る技術」に関する市販されている専門書を輸出令別表第 3 に掲げる地域以外に提供する場合、報告書を経済産業大臣に提出する必要はない。
- E 「専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引であって、貿易外省令第 9 条第 2 項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが少ないことが明らかなもの」については、報告書を経済産業大臣に提出する必要はない。

1. 1 個

2. 2 個

3. 3 個

4. 4 個

5. 5 個

<問題 1 5> (配点：1)

本邦にある貿易会社Xは、フィンランドにあるメーカーYに輸出令別表第1の16の項(1)7に該当するレーダー100台と外為令別表の16の項に該当するソフトウェア100セットを輸出しようとしたところ、経済産業大臣からキャッチオール規制に基づく、輸出許可申請及び役務取引許可申請を行うよう文書で通知があった。この場合、キャッチオール規制におけるインフォーム要件の根拠法令を規定しているものは、AからFまでのうち、いくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

	貨物の根拠条文	技術の根拠条文
A	外為法第25条第2項	外為法第48条第2項
B	外為法第48条第2項	外為法第25条第2項
C	輸出令第1条第1項	外為令第17条第1項
D	外為法第48条第1項	外為法第48条第2項
E	外為法第48条第2項	輸出令第1条第3項
F	輸出令第1条第3項	外為令第17条第2項

1. 0 個
2. 1 個
3. 2 個
4. 3 個
5. 4 個

<問題 16> (配点：1)

事前相談手続通達に規定されている相談対象について、AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、BからEまでについて、「一般相談案件」を除くものとします。

- A 一般相談案件の場合
- B HSコードに関する事前相談
- C 外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合
- D 輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地とする場合において輸出許可申請に先立ち相談を希望する場合
- E 輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物に該当するおそれのある貨物の輸出に先立ち該当非該当の疑義が生じた場合

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題 17> (配点：1)

貿易外省令第9条第2項第五号及び第六号に規定する「外国間等技術取引」について、AからEまでのうち、外為法第25条第1項の許可を要するものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 米国において提供を受けた外為令別表の1の項に該当する技術書類をカナダにおいて提供することを目的とする取引であって、居住者が行うもの
- B シンガポールにおいて提供を受けた外為令別表の2の項に該当する技術書類をタイにおいて提供することを目的とする取引であって、居住者が行うもののうち、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するもの
- C 中国において提供を受けた外為令別表の5の項に該当する技術書類をインドにおいて提供することを目的とする取引であって、居住者が行うもののうち、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当しないが、需要者要件に該当するもの
- D 英国において提供を受けた外為令別表の1の項に該当する技術書類をドイツでの受信を目的として英国にある電気通信設備から行う当該技術の送信を伴う取引であって、非居住者が行うもの
- E ベトナムにおいて提供を受けた外為令別表の9の項に該当する技術書類をレバノンでの受信を目的としてシンガポールにある電気通信設備から行う当該技術の送信を伴う取引であって、居住者が行うもののうち、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するもの

1. 1個

2. 2個

3. 3個

4. 4個

5. 5個

<問題 18> (配点：1)

米国輸出管理規則 (EAR) のみなし再輸出 (Deemed Reexport) 規制に関する記述として、正しいものの組み合わせを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 日本国内において外国籍者にEAR対象技術を提供する行為はその者が日本の永住権を有する場合であってもみなし再輸出にあたる。
- B 日本企業が日本国内において外国籍従業員にEAR対象技術を開示する場合は、同一企業内の行為であるので、みなし再輸出にあたらない。
- C 日本国内で外国企業の日本子会社にEAR対象技術を提供する行為は、みなし再輸出にあたらない。
- D 日本国内において自社が保有するEAR対象の計算用ソフトウェアを外国籍者に利用させて計算業務を行わせることはみなし再輸出にあたらない。
- E 日本企業が日本で外国籍者に工場見学をさせた場合、EAR対象技術説明資料の提供をしなかったときは、みなし再輸出は成立しない。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題 19> (配点：1)

米国輸出管理規則 (EAR) の違反、罰則適用に関する記述について正しいものの組み合わせを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 海外子会社がEAR違反を行った場合、親会社はその違反についての責任を負わず、罰金処分を受けない。
- B 他社のEAR違反についても米商務省BISに報告することが出来る。
- C 自社の重大なEAR違反に気付いたにもかかわらず、その違反につき米商務省BISに自主申告 (VSD) をしなかった場合、その不申告は罰則の加重事由として考慮される。
- D 他社のEAR違反行為に関与しただけの場合はEAR違反にはならない。
- E 自社のEAR違反につき、米商務省BISに自主申告 (VSD) を行った場合、その違反の内容・程度の如何を問わず、その違反に基づく罰金処分の額が減額される。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題20> (配点：1)

防衛装備移転三原則（三原則）及び防衛装備移転三原則の運用指針（運用指針）に関する説明につき、後記1から5までのうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 防衛装備移転のうち、国家安全保障会議で審議し、国家安全保障会議においてその移転を認め得ると判断した案件は、全て国会に通知する。
2. 同様の類型について、過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がないとき、国家安全保障会議で審議される。
3. 「平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転」として移転を「認め得る」とされた案件は、全て第三国移転等について我が国の事前同意を相手国政府に義務付ける必要はない。
4. 「誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出、外国政府や外国企業との調整段階における技術情報の提供等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合の海外移転」は、防衛装備移転三原則を適用しない。
5. 一般に民生利用及び販売実績がある貨物については、防衛装備移転三原則上の「防衛装備」に該当する可能性はない。

<問題 2 1> (配点：2)

米国輸出管理規則(EAR)の「規制品目リスト(CCL: Commerce Control List)」に関する記述として、正しい説明を全て選びなさい。

1. EARの「規制品目リスト」は、全体がカテゴリー番号「0」から「9」の10分類に分けて規定されており、更に各カテゴリーはAからEの装置・アセンブリ・構成要素、試験・製造装置、材料、ソフトウェア、技術の5つの形態に分かれている。
2. EARの「規制品目リスト」では、各カテゴリーの末尾にEAR99という表示があるが、このEAR99は規制品目分類番号(ECCN)で規制されている品目に該当しない品目に割り当てられている番号である。
3. EARの「規制品目リスト」には、従来国務省が規制していた武器品目のうち機微度の低い銃・銃弾が規制されており、これらの品目は規制品目分類番号の3桁目が「6」となっている。
4. EARの「規制品目リスト」では、規制品目分類番号の3桁目(左から3つ目)の数字の1～3はNSG等の大量破壊兵器に関する国際レジームの規制に由来していることを示している。例えば、規制品目分類番号の3桁目が「3」であれば、Missile Technology reasonsで規制されている品目である。
5. EARの「規制品目リスト」には、許可例外GBS、TSR、STA等の適用可否が記載されている。

<問題 2 2> (配点：2)

本邦からの貨物の輸出について、次の中から一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるものを全て選びなさい。

1. 米国を仕向地として輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合
2. ハンガリーを仕向地として輸出令別表第 1 の 6 の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合
3. 中国を仕向地として輸出令別表第 1 の 7 の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合
4. アイルランドを仕向地として輸出令別表第 1 の 1 4 の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合
5. アルゼンチンを仕向地として輸出令別表第 1 の 1 5 の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合

<問題 2 3> (配点：2)

貿易外省令第9条第2項に係る特例（以下、「当該特例」という。）に関し、正しい説明を全て選びなさい。

1. 不特定多数の者が制限なく無償でアクセスできる本邦のサイトに外為令別表の7の項の中欄に掲げる技術が掲載されていた。その技術をダウンロードして、フランス語に訳して、レバノンの顧客へ提供することにした。この場合、当該特例が適用できないので、役務取引許可は必要である。
2. 中国の有力顧客が日本企業のA I 関連の最先端集積回路の工場を見学したいと言ってきた。一般に開放している見学コースではなく、V I P顧客向けの特別見学コースを設定して見学させることにした。当該見学コースはA I 関連の最先端集積回路があり、外為令別表の7の項に該当する製造技術があるラインである。ただし、スマートフォンは事前に回収し、A I 関連の最先端集積回路の箇所の見学は極短時間とした。この場合、当該特例が適用できるので、役務取引許可は不要である。
3. 外為令別表の9の項に該当するプログラムであって、ソースコードが公開されているものをマレーシアの顧客に電子メールで送信することにした。この場合、当該特例が適用できるので、役務取引許可は不要である。
4. 本邦の企業Mは、米国企業から特許訴訟を起こされたため、裁判所がある米国へ技術資料（外為令別表の9の項の中欄の技術を含む。）を送付することになった。その資料はあくまで裁判関係者のみが見るためのもので、他の人は一切見ることはない。裁判のための資料送付であることから、当該特例が適用できるので、役務取引許可は不要である。
5. 本邦の企業Rは、非居住者である同時通訳者Pを介して非居住者に外為令別表の10の項に該当する技術を提供する場合、当該同時通訳者Pについても、通訳目的のみであっても役務取引許可が必要である。

<問題 2 4> (配点：2)

包括許可取扱要領の別表 3 の左欄に掲げる (1 2) の (表 1) について、正しい説明を全て選びなさい。

1. 仕向地 (提供地) が「輸出令別表第 3 に掲げる地域」で「核兵器等の開発等」に「用いられ (利用される) 場合」、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可は、「失効」する。
2. 仕向地 (提供地) が「輸出令別表第 3 に掲げる地域」以外で「核兵器等の開発等」に「用いられる (利用される) おそれがある場合」、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可は、「届出」が必要である。
3. 仕向地 (提供地) が「輸出令別表第 3 に掲げる地域」で「その他の軍事用途」に「用いられる (利用される) 場合」、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可は、「報告」が必要である。
4. 仕向地 (提供地) が「輸出令別表第 3 に掲げる地域」以外で「その他の軍事用途」に「用いられる (利用される) 疑いがある場合」、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可は、「報告」が必要である。
5. 仕向地 (提供地) が「輸出令別表第 3 に掲げる地域」で「その他の軍事用途」に「用いられる (利用される) おそれがある場合」、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可は、「失効」する。

<問題 25> (配点：2)

居住性と特定類型について、正しい説明を全て選びなさい。

1. 本邦にあるX大学の大学院生である米国人留学生Tは、来日から7か月経過している。学費を補うために今年4月1日から米国にある企業Uと雇用契約を結び、企業Uの指揮命令に従って、業務に従事している。この場合、米国人留学生TはグループAの国籍で、企業UはグループA所在の企業なので、米国人留学生Tは、特定類型①に該当しない。
2. 本邦にあるY大学の大学院生である日本人Sは、学費を補うために今年4月1日から米国にある企業Vと雇用契約を結び、企業Vの指揮命令に従って、業務に従事している。この場合、日本人Sは、特定類型①に該当する。
3. 米国にあるZ大学の大学院生である中国人留学生Pは、今年4月1日から2週間の予定で日本を訪れ、日本のT大学との共同研究を実施した。中国人留学生Pは、学費を補うために今年4月1日から米国にある企業Wと雇用契約を結び、企業Wの指揮命令に従って、業務に従事している。この場合、中国人留学生Pは、特定類型①に該当する。
4. オーストラリア人Lは、英国にある大学を卒業後、本邦にある企業Jに就職し、東京にある中央研究所に勤務している。オーストラリア人Lは、初来日から6ヶ月経つまでは非居住者として取り扱われるので、特定類型に該当する可能性はない。
5. 英国人Gは、英国の外交官で、英国にある大学の安全保障の研究者である。本邦にあるK大学に今年4月1日から2週間の予定で日本を訪れ、日本のK大学との共同研究を実施した。英国人Gは、初来日から6ヶ月経つまでは非居住者として取り扱われるので、特定類型に該当する可能性はない。